

事業者の
皆さんへ

台東区消費生活センターからのお知らせ

発行 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL 03(5246)1144

電話

FAX
複合機

節電器

ホームページ
作成セキュリティ
ソフト

その「リース契約」、本当に必要ですか？

事業用に使用する電話やFAXなどの機器を「リース契約」にしている方は多いと思いますが、その契約内容は適切でしょうか？また、その機器は、本当に事業に必要ですか？

こんな事例があります



☆ 電話機のリース ☆

「今お使いの電話機は、今後は使えなくなりますので、こちらと交換するのはいかがですか？経費も削減できますよ。」

ポイント！

電話機リースで勧められる機器は、複数回線の電話を1つの電話機で使用できるといったものです。それだけの機能が必要か、リース総額を把握したうえで、経費が削減できるかを十分検討しましょう。

☆ ホームページ作成ソフトのリース ☆

「売上アップのために、ホームページを作りませんか？検索エンジンで上位に上がるようにすれば、今の販路も広がられますよ。その為の更新などもお手伝いします。」



ポイント！

セールストークのとおり、簡単に売上が上がるとは限りません。契約金額を大きく占めるのはソフトであってHP作成ではなく、HP更新などの条件については「契約書には書いていない。」などと、言って対応しない業者もあります。必ず書面を確認しましょう。

☆ 複合機のリース ☆

「FAXだけでは、もったいないですよ。この複合機ならカラーコピーも取れます。リースにすれば、トータルで今よりも安くなります。」



ポイント！

本当に、カラーコピーの機能は必要ですか？また、元々のFAX自体もリースにする必要はありますか？リース契約から数年経過すると、新たなリースの契約で様々な勧誘がされますので、契約変更の際は注意しましょう。

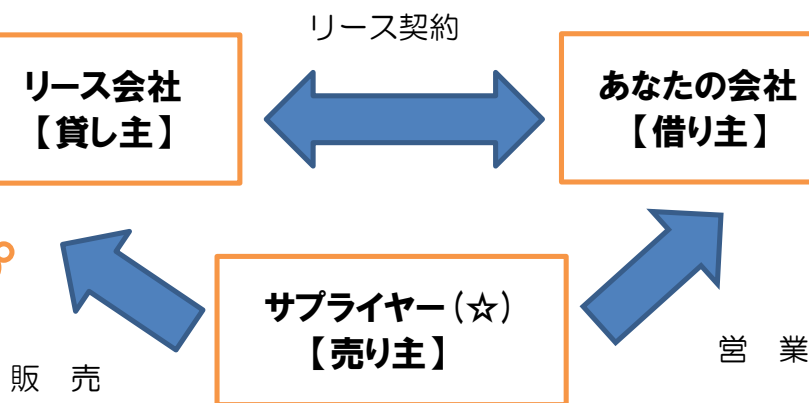
☆ リース機の入れ替え ☆

「新しい機器に取り換えましょう。新しいリース契約にすれば、前のリース料金は免除になりますよ。」

ポイント！

新たにリース契約をしたからといって、前のリースの残金が免除になることはありません。リースの残金が上乗せになっている場合がほとんどです。事例のような勧誘をされたときは、必ず、契約前に見積書や明細をよく確認しましょう。

リースの仕組みは…



このような仕組みのため、いくら支払っても自分の物にはなりません。

☆ リース物件のメーカー又は販売会社です。
リース会社に対して顧客を斡旋しリースの申し込みの手続きを「代行」します。

【リース契約のポイント】

- 個人で経営していたり、従業員がいない場合でも「事業者」という立場になります。「個人」として家庭で使う場合は消費者となり、クーリング・オフなどの制度がありますが、「事業者」間の取引には適用されません。
- リース契約をされる場合は、「契約内容、リース料の総額、リース期間」等をしっかりチェックしてから契約しましょう。
- リース物件(電話・FAXなど)の所有権は、リース期間が終了してもリース会社にあります。
- リースは5年間など、長い契約となっています。残債務を必ず確認しましょう。また、リース契約は中途解約できません。リース会社との合意によって中途解約する場合も、残債務は全額支払う必要があります。

困ったときのお問い合わせは…

- ◇ 公益社団法人 リース事業協会
「リース相談窓口」相談専用ダイヤル 03-3595-2801
(受付時間 平日10:00~12:00 / 13:00~16:00)
- ◇ ひまわりほっとダイヤル 0570-001-240
(受付時間 平日10:00~12:00 / 13:00~16:00)
- ◇ 東京都中小企業振興公社 03-3251-7881
(受付時間 平日9:00~11:30 / 13:00~16:30))
- ◇ 台東区区民相談室 法律相談 03-5246-1025
(相談日:月・水・金 午後1時~午後4時
相談したい日の1週間前から電話予約可能です。)
- ◇ 台東区消費生活センター 03-5246-1133
(相談日:月~金曜日 午前9時~午後4時)

消費生活センターでは、「出前講座」を実施しています。社員研修などお気軽にご利用下さい!

